

## 令和7年度 第2回尼崎市いじめ問題対策連絡協議会 議事要旨

日 時 令和7年3月6日(金) 午後3時から午後4時30分まで  
場 所 オンライン及び会場(尼崎市立ユース交流センター 多目的室)  
出席者 委員13人

### 議事要旨

#### 1 開会

出席状況の報告及び資料の確認

#### 2 議題

##### (1) 尼崎市立学校の令和6年度いじめの認知状況等について **資料1**、**資料2**

尼崎市いじめ問題対策連絡協議会事務局より、尼崎市立学校の令和6年度いじめの認知状況を説明し、共有する場とした。また、「尼崎市いじめ防止基本方針」の別紙である「いじめの防止等に係る取組」を用いて、出席している委員から取組の紹介をしていただいた。

##### 【主な内容】

- 資料1は、全国で毎年行われている、「児童生徒の問題行動・不登校等 生徒指導上の諸課題に関する調査」を基に作成している。
- 令和6年度の尼崎市における、いじめの認知件数は、6,281件となっており、件数は年々、増加している。これは平成25年度から、いじめの定義が広がったことを受けて、いじめの認知が、積極的に行われていることによる影響が大きい。
- 兵庫県と全国のどちらにおいても、いじめの認知件数は増加した。
- 尼崎市におけるいじめの認知件数は、合計件数で見ると増加傾向にあるが、校種ごとに見ると、令和5年度に減少した中学校は、令和6年度は80件増加し759件となり、過去3年増加傾向だった高等学校は、令和5年度より20件減少し、令和6年度は29件となった。(小学校は過去3年増加傾向で令和6年度は5,493件となった。)
- いじめの発見のきっかけについて、令和6年度は、最も多いのが、「アンケート調査などの学校の取組により発見」、次いで、「児童生徒(本人)からの訴え」、3番目が、「児童生徒(本人)の保護者からの訴え」であり、この順番は、直近3年を通じて、入れ替わりがない。
- いじめの態様について、令和6年度は、尼崎市、兵庫県、全国で共通して、「冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最も多く、次いで、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする」が多かった。
- いじめの態様について、校種別で見ると、小・中学校では、いじめの態様で最も多いもの、次いで多いものは全体と同様の結果となっており、3番目に、「嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする」が、多くなっている。高等学校では、最も多いものは小・中学校と同様の結果で、次いで同率で「仲間外れ、集団無視」と「嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする」が続き、3番目が「パソコンや携帯電話で誹謗中傷、嫌なことをされる」が、多くなっている。
- 最近のいじめのほとんどに、SNSが関与しているため、尼崎市ではこの現状を踏まえ、教職員がいじめについて理解を深め、組織的な対応をより丁寧に行うための取組みだけでなく、スマホサミットの開催や、児童生徒が主体的にスマホルールやネットの活用について考える機会を広げていくといった取組みも行っています。
- いじめ解消の定義については、文部科学省の「いじめの防止等のための基本的な方針」より、「いじめに関わる行為が止んでいること(少なくとも3か月を目安とする)」、「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の2つの条件が定められている。なお、「被害児童生徒が心身の苦痛を感

じていないこと」については、被害児童生徒本人だけでなく、保護者にも面談等で確認するよう記載されている。

- 令和6年度の市立学校におけるいじめの解消率について、「解消しているもの」は、2つの条件を満たしているもの。「解消に向けて取組中」については、「3か月以上経過」と記載されているものは、いじめに関わる行為が最低3か月止まっているが、被害児童生徒及び保護者が、まだ不安や心身の苦痛が解消されていない場合を指し、面談等を行いながら経過観察を続け、解消に向けて取り組んでいるもの。「3か月未満」と記載されているものは、まだいじめが認知されてから3か月経過していないものを指す。「解消しているもの」については、解消の条件は満たしているが、解消したからといってそれで終わりではなく、担任をはじめ、学年全体で日常的に観察し見守っている。

## (2) 尼崎市いじめ防止基本方針別紙の取組結果について

9月に開催した第1回目の協議会にて共有した、尼崎市いじめ防止基本方針の別紙に記載されている各課の取組を、いじめ防止生徒指導担当課長(代読)、こどもの人権擁護担当課長、こども青少年課長よりご報告していただいた。

### ○いじめ防止生徒指導担当

#### 【主な内容】

##### 【いじめ問題の普及啓発、授業カリキュラムへの導入】

##### (取組・成果)

- 教育活動全体を通して児童生徒が主体的に考え課題解決に必要な力を養い社会性や豊かな人間性育み、いじめの未然防止につなげている。
- ネットいじめやトラブルの防止に向け、情報モラル教育の出前授業を行っている。
- STAND BYを導入し、いじめ脱傍観者授業を併せることでいじめの未然防止を図っている。

##### (課題)

- 啓発や体験活動等がより効果的ないじめ防止につながるよう検討していく必要がある。
- いじめの行為は犯罪となり得ることやインターネット上におけるトラブルの危険性に関する理解を広めていく必要がある。

##### 【相談窓口の整備、いじめに対する感度向上】

##### (取組・成果)

- 指導主事が学校訪問し、全教職員に研修を実施している。
- 初任研、2年次、5年次などの様々な層に対して研修を実施している。
- 児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないため、各学期に1回はいじめアンケートを実施するとともに、いじめの認知や報告の仕組みづくりの環境整備をしている。

##### (課題)

- いじめの端緒が見えにくく、複雑なケースがあり、教職員に豊富な経験が求められる。→ 経験年数等の差に関わらずいじめの認知に習熟する必要がある。

##### 【学校への支援】

##### (取組・成果)

- いじめ問題等の学校だけでは解決が困難な事案について専門家に相談できる体制づくりをしている。(いじめ防止生徒指導担当 → 学校専門家派遣事業)
- SLを設置し子どもの最善の利益のため法的根拠をもって学校へ指導助言し速やかな問題解決につなげていく

##### (課題)

- 被害児童生徒及びその保護者と加害児童生徒及びその保護者の両方に寄り添った対応が必要であり、その内容が多様化、複雑化しおり対応に苦慮することが増えている

##### 【学校の体制強化と組織的な対応】

(取組・成果)

- ・ いじめ対応マニュアル・事例検討等を取り入れた校内研修を実施している。

(課題)

- ・ いじめ対応組織による情報共有やいじめ防止基本方針に基づいた取り組みを徹底する必要がある。

【家庭地域及び関係機関との連携、活動】

(取組・成果)

- ・ のびよ尼っ子健全育成事業では学校、家庭、地域、関係機関が協力して児童生徒の健全育成に取り組み尼崎市生徒指導推進協議会等での連携を推進している。

(課題)

- ・ 各関係者の連携を具体的な取組とつなげていく必要がある。

○こどもの人権擁護担当

【主な内容】

- ・ こどもの人権擁護を所管しており、市長部局におけるいじめ防止の取組(その1つとして本協議会の運営)、尼崎市子どものための権利擁護委員会の事務局を務めております。
- ・ 【相談窓口の整備、いじめに対する感度向上】の⑦について、尼崎市子どものための権利擁護委員会では、いじめ等の子どもの権利侵害の解消や未然防止、児童の権利条約等に関する啓発や子どもの意見表明を支援する取組を行っている。
- ・ 評価結果(今後の取組方針)について、今後の取組としては、尼崎市子どものための権利擁護委員会において、子どもの権利、自分は大切にされるべき存在であり、同様に他の人も大切にされる存在であるということを知り、いじめ防止につなげたいと考えている。
- ・ 【家庭、地域及び関係機関との連携、活動】の①について、尼崎市いじめ防止基本方針の中の基本理念の3つ目「いじめの問題は、地域社会全体で連携して対応していくものとする。」の考え方のもと運営をしている。

○こども青少年課

【主な内容】

- ・ 【家庭地域及び関係機関との連携活動の取り組み成果】の③について、地域の主体的な取り組みが進むよう、子育てコミュニティソーシャルワーカーが働きかけを行い、地域社会の子育て機能向上支援事業を実施している。こどもの居場所が多ければ多いほど、子どもたちの見守りに繋がるという考え方のもと、子ども食堂や子どもの居場所について、立ち上げやその運営にあたって、社会福祉士の資格を持つ子育てコミュニティソーシャルワーカーが支援を行っている。なお、現在把握しているもので、市内には子ども食堂と子どもの居場所を合わせて88ヶ所ある。
- ・ 【家庭地域及び関係機関との連携活動の取り組み成果】の④について、ユース交流センターでは、青少年等の様々な話に耳を傾け、日常的に関わりを持つようにしており、いじめの未然防止や早期発見への道の一つとして役割を担っている。
- ・ 課題として、青少年の居場所や交流の場の拠点拡充が必要であり、この課題に対しては、子育てコミュニティソーシャルワーカーが支援を行うことで、子ども食堂や子どもの居場所の拡充に貢献していきたいと考えている。
- ・ 【家庭地域及び関係機関との連携活動】について、青少年の居場所や交流の場が、いじめの未然防止や早期発見に寄与することを踏まえ、サテライト事業として、6行政区の地域課と連携し実施している、居場所カフェとか様々なイベントなど、全市展開に向けて取り組む。
- ・ 子ども食堂や子どもの居場所が拡大できるよう、令和5年度からは補助金を創設している。

(3) こどもの人権侵害に関する通報窓口「あまきゅあ」について

こどもの人権擁護担当課長より、こどもの人権侵害に関する通報窓口「あまきゅあ」についてご説明いただいた。

#### 【主な内容】

- 昨年12月より稼働している、こどもの人権侵害に関する通報窓口「あまきゅあ」は、「こどもの権利が傷つけられた」「いやなきもちになった」というときに、通報する窓口。
- いじめ、虐待、体罰等のこどもの権利侵害には、これまではそれぞれの窓口が別々にあり、特にこどもにとって、入り口がわかりにくいといった課題があったため、入り口を1つにして、市のホームページからオンラインで一括して通報を受け付け、内容に応じて、それぞれの対応窓口に届けるしくみを作った。2次元コードを読み取ると、入力フォームがある市のホームページに飛ぶようになっている。
- 昨年12月の稼働開始に向けて、市内の保育園や幼稚園、小・中・高校の全員に向けて、案内文と2次元コードを印刷したシールを配布し、また市HPに掲載するとともに、市報あまがさきにも12月号と2月号に掲載した。

#### (4) インターネット及びSNS関連のいじめについて 動画視聴 文部科学省「ネットいじめ研修」

昨今、いじめに関する問題が、複雑化・多様化している中、最近のいじめのほとんどに、SNSが関与している。兵庫県立大学の竹内和雄教授による、文部科学省研修動画「ネットいじめ研修」を用いて、昨今のインターネット及びSNS関連のいじめについて意見交換を行った。

#### Aグループ

- 学校の現場において、働き方改革等や教員の多忙により、保護者と教員が、こどもの様子、家庭の状況、学校の状況について、コミュニケーションが取りきれていないのではないかと。
- 働き方改革により、教員同士の不満のようなものが蔓延しているようなところがあるため、大人がいじめの構造を見せまわらないよう気を付けていかなければならない。
- こども本人が何を本当に求めているか、しっかりと耳を傾ける大人が必要。

#### Bグループ

- 文化祭、合唱コンクール、体育祭等の行事だけでなく、日常の生活から楽しい学校を教員を中心に作っていく意識が大切。
- 学校で、こどもたちの自己肯定感や自主性を高められるよう、グループワーク等を通して、コミュニケーションを取る機会を増やす。

#### Cグループ

- 行事だけではなく、日常の中で、ちょっとしたお楽しみ的なゲーム感覚で、何か目標設定やお楽しみ会を行うなど、“楽しい”という要素を学校の中で作ってみてはどうか。
- 地域というコミュニティをもっと活用してみてもどうか。ある地域のコミュニティセンターでイベントが開催されており、中高生がたくさん楽しそうに過ごしていたという様子が見受けられた。
- 学校や家庭以外での楽しさを感じられる場所として、地域のイベントを活用しながら進めることで、色々な角度でこどもたちの環境を整えていけたらなという話になりました。

#### Dグループ

- 行政や、付近住民、学校を、ってというようなところを考えたときに、いじめが起こらないような人間関係の形成をしていくということが必要。
- 子どもの権利の周知を知ってもらい、こどもたち自身に考えてもらう。
- いじめのない学校づくりのために、どういうことをしていくのかってというようなことを、学校でも取り組む必要がある。

- 学校近隣に住まわれている方も含めた大人との関係性、話しやすい関係を構築し、早期発見ができるよう努めることが、その後の問題解決にも必要ではないか。

(5) その他  
特になし。

以 上